

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	3	府省庁名	防衛省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（軽油引取税）		
要望項目名	ACSAに基づく免税軽油の提供時における課税免除の特例措置の恒久化		
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 自衛隊は、自らが使用する船舶の動力源に用いる軽油を調達する際には、地方税法附則第12条の2の7第1項第1号に基づき、令和3年3月31日までの間、課税免除の特例措置を受けているが、当該特例措置の下で調達した軽油（以下「免税軽油」という。）を第三者に譲渡する場合には、同法第144条の3第1項第3号に基づき、軽油引取税が課税（みなす課税）されるとともに、同条第3項に基づき、当該譲渡に先立って都道府県知事の承認を得ることとされている。 これに対し、豪州（平成25年1月）、英国（平成29年8月）、フランス（令和元年6月）及びカナダ（令和元年7月）との物品役務相互提供協定（以下「ACSA」という。）が発効したことを受け、平成27年度から順次、地方税法附則第12条の2の7第6項及び地方税法施行令附則第10条の2の2第11項に基づき、令和3年3月31日までの間、それぞれのACSAの下で自衛隊が保有する免税軽油を外国軍隊に提供した場合には、課税免除の特例措置（譲渡に先立って得る都道府県知事の承認の免除を含む。以下同じ。）を受けているところである。 また、現在、ACSA締結に向け調整を進めているインドとのACSAが発効した際には、地方税法施行令附則第10条の2の2第11項に規定する国際約束として当該ACSAが追加され、当該ACSAの下で自衛隊が保有する免税軽油をインド軍に提供した場合にも、同様の課税免除の特例措置を受けることとなっている。 これらの既に締結しているACSAは、10年間の有効期限を設けているものの、いずれかの当事国政府が終了の意思表示をしない限り自動延長するもので時限的な活動ではないことから、ACSA締結国との安全保障協力の推進、各種オペレーションの効率的な実施、安全保障環境の改善を図るためには、地方税法上の課税免除の特例措置についても恒久的に受けることが必要不可欠である。 このため、地方税法附則第12条の2の7第6項において、「令和3年3月31日まで」とされている適用期限を廃し、地方税法本則における当該特例措置の恒久化を要望するものである。 なお、ACSAの下で自衛隊が保有する免税軽油を外国軍隊に提供した場合における課税免除の特例措置については、その前提となる自衛隊が使用する船舶の動力源に係る軽油の免税措置と連動して期限付きであったが、今般、自衛隊が使用する船舶の動力源に係る軽油の免税措置について恒久化が要望されている。 ・特例措置の内容 自衛隊が保有する免税軽油をACSA締結国の軍隊に対して提供する場合の課税免除の特例措置の恒久化		
関係条文	地方税法第144条の3、地方税法附則第12条の2の7、地方税法施行令附則第10条の2の2、 地方税法施行規則附則第4条の7		
減収見込額	[初年度] — [平年度] — [改正増減収額] — (単位：百万円)		
		ページ	2—1

要望理由	(1) 政策目的 ①平素から、我が国が持てる力を総合して、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出、②我が国に侵害を加えることは容易ならざることであると相手に認識させ、脅威が及ぶことを抑止、③万が一、我が国に脅威が及ぶ場合には、確実に脅威に対処し、かつ、被害を最小化すること。 これらの目的の実現に資するため、緊急に発生するニーズに応じ、追加的な財政負担や都道府県知事の事前承認を要することなく、諸外国の軍隊等に対し、現場で必要となる軽油を迅速かつ円滑に融通することを可能とし、運用の柔軟性と活動の効率性を確保すること。 (2) 施策の必要性 下記閣議決定文書にも記載されているように、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から友好国との安全保障協力を推進する必要があるとともに、各種活動において運用の柔軟性を確保しつつ効率的な活動を行う必要がある。 ○ 国家安全保障戦略（平成25年12月17日国家安全保障会議決定及び閣議決定）（抄） 「(Ⅱ 国家安全保障の基本理念) 現在、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増していることや、我が国が複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面していることに鑑みれば、国際協調主義の観点からも、より積極的な対応が不可欠となっている。我が国の平和と安全は我が国一国では確保できず、国際社会もまた、我が国がその国力にふさわしい形で、国際社会の平和と安定のため一層積極的な役割を果たすことを期待している。 これらを踏まえ、我が国は、今後の安全保障環境の下で、平和国家としての歩みを引き続き堅持し、また、国際政治経済の主要プレーヤーとして、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与していく。(中略) 第1の目標は、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために、必要な抑止力を強化し、我が国に直接脅威が及ぶことを防止するとともに、万が一脅威が及ぶ場合には、これを排除し、かつ被害を最小化することである。第2の目標は、日米同盟の強化、域内外のパートナーとの信頼・協力関係の強化、実地的な安全保障協力の推進により、アジア太平洋地域の安全保障環境を改善し、我が国に対する直接的な脅威の発生を予防し、削減することである。第3の目標は、不断の外交努力や更なる人的貢献により、普遍的価値やルールに基づく国際秩序の強化、紛争の解決に主導的な役割を果たし、グローバルな安全保障環境を改善し、平和で安定し、繁栄する国際社会を構築することである。」 ○ 平成31年度以降に係る防衛計画の大綱（平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定）（抄） 「(Ⅲ 我が国の防衛の基本方針) 防衛の目標として、まず、平素から、我が国が持てる力を総合して、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出する。また、我が国に侵害を加えることは容易ならざることであると相手に認識させ、脅威が及ぶことを抑止する。さらに、万が一、我が国に脅威が及ぶ場合には、確実に脅威に対処し、かつ、被害を最小化する。これらの防衛の目標を確実に達成するため、その手段である我が国自身の防衛体制、日米同盟及び安全保障協力をそれぞれ強化していく。」 「(Ⅲ 我が国の防衛の基本方針 3 安全保障協力の強化) 自由で開かれたインド太平洋というビジョンを踏まえ、地域の特性や相手国の実情を考慮しつつ、多角的・多層的な安全保障協力を戦略的に推進する。その一環として、防衛力を積極的に活用し、共同訓練・演習、防衛装備・技術協力、能力構築支援、軍種間交流等を含む防衛協力・交流に取り組む。また、グローバルな安全保障上の課題への対応にも貢献する。こうした取組の実施に当たっては、外交政策との調整を十分に図るとともに、日米同盟を基軸として、普遍的価値や安全保障上の利益を共有する国々との緊密な連携を図る。」
	ページ 2 - 2

要望理由	○ 日豪物品役務相互提供協定（平成２９年９月６日）（抄） 「このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及びオーストラリア国防軍が実施する活動であって、国際の平和及び安全に対する国際連合憲章に従った両当事国政府による更なる積極的な貢献を追求するものにおいて、それぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進することを理解して、次のとおり協定した。」 ○ 日英物品役務相互提供協定（平成２９年８月１８日）（抄） 「このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及び連合王国の軍隊が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを理解して、次のとおり協定した。」 ○ 日仏物品役務相互提供協定（令和元年６月２６日）（抄） 「このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及びフランス共和国の軍隊が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを理解して、次のとおり協定した。」 ○ 日加物品役務相互提供協定（令和元年７月１８日）（抄） 「このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及びカナダ軍隊が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを理解して、次のとおり協定した。」 ○ 日印物品役務相互提供協定（抄） 「このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及びインド軍隊が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを理解して、次のとおり協定した。」
本要望に対応する縮減案	
	ページ ２－３

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	防衛省における政策評価に関する基本計画について(防官企(防)第154号。31. 3. 29)に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。 基本目標:①平素から、我が国が持てる力を総合して、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出、②我が国に侵害を加えることは容易ならざることであると相手に認識させ、脅威が及ぶことを抑止、③万が一、我が国に脅威が及ぶ場合には、確実に脅威に対処し、かつ、被害を最小化 政策分野:安全保障協力の強化(安全保障協力の強化) 施策:国際平和協力活動等
	政策の達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国と他国との物品・役務融通の円滑化というACSAの趣旨に鑑み、軽油引取税(みなす課税)を課すことは適当でなく、課税負担や都道府県知事の事前承認に係る調整なく迅速に軽油を提供することにより、ACSA締結国との安全保障協力の推進、各種オペレーションの効率的な実施、安全保障環境の改善を図る。 (※軽油提供ニーズはアドホックに発生するものであり、定量的な測定指標〔軽油提供回数や提供量〕を設定することは困難である。)
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	船舶の動力源の軽油引取税の課税免除の特例措置と連動(恒久化)
	同上の期間中の達成目標	ニーズが発生した場合に、課税負担なく速やかに軽油を提供すること
	政策目標の達成状況	ACSAの下での免税軽油の提供については、課税免除の特例措置を講じることで、追加的な財政負担と都道府県との事前調整なく、現場で迅速に軽油を融通することが可能となり、ACSA締結国との安全保障協力の推進、各種オペレーションの効率的な実施、安全保障環境の改善が図られている。
有効性	要望の措置の適用見込み	ACSAの下での軽油の提供は、オペレーション上のアドホックなニーズに基づくため、将来の適用数の推計は困難である。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本租税特別措置により、ACSA締結国及びACSA締結後におけるインドの軍隊に対する軽油の提供を追加的な財政負担の懸念や提供に先立つ都道府県との調整による時間の消費なく実施できることとなり、より一層の活動の効率性の向上や、それによる当該国との安全保障協力の進展に資する。 仮に、租税特別措置が実施されない場合、ACSA締結国の軍隊に対する緊急時の迅速な軽油の提供に支障が生じ、当該ACSA締結国との安全保障協力が後退するおそれがある。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	他国との間で物品役務相互提供協定が締結されることを前提に、同協定に基づき行われる物品又は役務の相互の提供については、既存の同種の協定において認められる範囲内で消費税を課さないこととされている。(平成24年度税制改正大綱) 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成11年法律第60号)、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成12年法律第145号)、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成16年法律第113号)又は国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律(平成27年法律第77号)に基づき外国の軍隊等に提供される免税軽油については、軽油引取税のみならず課税を適用しないこととされている。(平成29年度税制改正大綱)
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし

	要望の措置の 妥当性	A C S A締結国の軍隊に対する軽油の提供を円滑化することで得られる安全保障上の利益は、全自治体、全住民に及ぶものであり、租税特別措置等によって措置することが妥当である。 また、我が国と他国との物品・役務融通の円滑化というA C S Aの趣旨に鑑みれば、A C S A締結国の軍隊への免税軽油の提供につき、軽油引取税（みなす課税）及び都道府県知事の事前承認を免除することには妥当性がある。 加えて、A C S Aの下での軽油提供のニーズはアドホックに発生するため、あらかじめその数量を決定することが不可能であり、軽油引取税の税額分をあらかじめ予算措置により確保することも困難であり、税制上措置することが妥当である。
税負担軽減措置等の 適用実績		A C S Aでの外国軍（米軍除く。）への免税軽油の提供実績（令和元年度） 8 7 6 . 0 k l
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	なし。
税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）		本措置により、追加的財政負担の懸念や提供に先立つ都道府県との調整による時間の消費なく、A C S A締結国に対し、軽油を提供することができることになる。
前回要望時の 達成目標		我が国と他国の間で物品・役務の融通を円滑化するというA C S Aの趣旨に鑑み、軽油引取税（みなす課税）を課すことは適当ではなく、課税負担や都道府県知事に対する事前承認の調整なく迅速に軽油を提供することにより、友好国との安全保障協力の推進、各種オペレーションの効率的な実施、安全保障環境の改善を図る。
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由		令和元年にオーストラリア軍及びカナダ軍に対しA C S Aの下で免税軽油を提供した際には、課税負担や都道府県知事の事前承認に係る調整なく迅速・円滑に実施することが可能となり、豪州・加国との安全保障協力の推進やオペレーションの効率的な実施、安全保障環境の改善に資することができたところである。
これまでの要望経緯		平成27年度創設（豪） 平成29年度拡充（英） 平成30年度延長（3年） 平成31年度拡充（仏、加） 令和2年度拡充（印）
		ページ 2—5